

福岡県公報

平成27年3月31日
第3681号

目次

告示(第355号-第375号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○都市計画の変更	(下水道課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7

公 告

○臨港地区区分の変更	(港湾課)	7
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	9
○都市公園の区域の変更	(公園街路課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
教育委員会		
○意見募集の結果の公示	(教育庁教職員課)	11
公安委員会		
○意見公募手続を実施しなかった理由の公示	(警察本部交通企画課)	11
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条 第1項の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及び その地域の指定	(警察本部生活保安課)	12
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づ く習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定	(警察本部生活保安課)	12
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営 業停止命令の基準等に関する規程の一部を改正する規程	(警察本部交通企画課)	12
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に 係る公表に関する規程の一部を改正する規程	(警察本部交通企画課)	12

告 示

福岡県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年10月28日福岡県告示第1787号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成23年10月28日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成23年10月28日福岡県告示第1787号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年6月29日福岡県告示第1083号福岡都市計画道路事業3・2・10号国道3号線及び福岡都市計画道路事業3・3・24号高木下月隈線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成21年6月29日から平成34年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成21年6月29日福岡県告示第1083号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成21年6月29日福岡県告示第1083号の事業地に同じ

福岡県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

飯塚都市計画下水道の変更（明星寺川流域下水道）

福岡県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	瀬 高 久留米 線	前	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	6.8 ～ 12.4	240.0
			前	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	6.8 ～ 16.2	247.8
			後	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900	6.8 ～ 12.4	240.0

			番2先まで		
--	--	--	-------	--	--

福岡県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで

福岡県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	新吉富 豊 前 線	前	築上郡上毛町大字吉岡 332番2先から 築上郡上毛町大字吉岡 187番5先まで	5.0 ～ 22.0	199.5
			後	築上郡上毛町大字吉岡 332番2先から 築上郡上毛町大字吉岡 187番5先まで	9.8 ～ 25.0	

福岡県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

大牟田都市計画三池港臨港地区を変更

福岡県告示第362号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡福智町上野1603の2・1604の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第363号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市湯原字芳ヶ谷1185の1、1185の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字坂口390、字道ノ上391

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	若津港線	前	大川市大字小保659番1 先から 大川市大字小保142番3 先まで	6.9 ～ 27.1	315.0
			前	大川市大字小保659番1 先から 大川市大字小保142番3 先まで	15.0 ～ 32.3	260.0
				大川市大字小保659番1		

			後	先から 大川市大字小保142番3 先まで	15.0 ～ 30.0	260.0
--	--	--	---	----------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	442号	前	三潞郡大木町大字福土 1025番3先から 大川市大字大橋271番1 先まで	5.9 ～ 39.9	7,616.3
			前	三潞郡大木町大字福土 1025番3先から 大川市大字大橋271番1 先まで	25.0 ～ 66.3	6,680.0
			後	三潞郡大木町大字福土 1025番3先から 大川市大字大橋274番2 先まで	25.0 ～ 66.3	6,680.0

福岡県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	八 瀬 女 高 線	前	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄1265番1先 まで	3.0 ～ 32.8	822.3	
			前	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄1265番1先 まで	9.3 ～ 34.0	1,872.5	うち一般 国道443 号重用延 長305.4 メートル
			後	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄1265番1先 まで	3.0 ～ 32.8	822.3	
			後	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄1265番1先 まで	9.3 ～ 34.0	1,872.5	うち一般 国道443 号重用延 長305.4 メートル

福岡県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	八瀬女高線	みやま市瀬高町上庄1590番1先から みやま市瀬高町上庄1056番1先まで

福岡県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣宗像線	宗像市吉留3587番2先から 宗像市吉留3486番先まで

福岡県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	福津市本木77番2先から 福津市本木939番9先まで	7.8 ～ 128.0	2,375.9

北九州	県道	飯塚間線	前	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで	10.5 ～ 71.2	1,431.5
			後	福津市本木77番2先から 福津市本木939番9先まで	7.8 ～ 128.0	2,375.9
			後	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで	10.5 ～ 71.2	1,431.5

福岡県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	飯塚間線	福津市本木101番2先から 福津市本木734番6先まで
北九州	飯塚間線	福津市本木812番4先から 福津市本木891番1先まで
北九州	飯塚間線	福津市本木894番1先から 福津市本木939番9先まで
北九州	飯塚間線	福津市本木84番2先まで 福津市本木86番1先まで

福岡県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	一般 国道	495号	前	遠賀郡芦屋町高浜町1455番29先から 遠賀郡芦屋町浜口町1524番先まで	7.0 ～ 39.6	757.4
			後	遠賀郡芦屋町高浜町1455番29先から 遠賀郡芦屋町浜口町1524番先まで	18.0 ～ 39.6	664.7

福岡県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	一般 国道	495号	前	遠賀郡芦屋町中ノ浜1989番1先から 遠賀郡芦屋町正門町2902番1先まで	5.7 ～ 38.0	563.4
			後	遠賀郡芦屋町中ノ浜1989番1先から 遠賀郡芦屋町正門町2902番1先まで	11.5 ～ 44.2	651.4

福岡県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	宗 像 栗 線	前	宗像市東郷五丁目939番16先から 宗像市久原85番1先まで	15.0 ～ 51.0	976.0
			後	宗像市東郷五丁目939番16先から 宗像市久原85番1先まで	15.0 ～ 51.0	976.0

福岡県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宗 像 栗 線	宗像市東郷五丁目939番16先から 宗像市久原85番1先まで

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県南筑後県土整備事務所において公衆の閲覧に供する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更した土地の区域
 - (1) 工業港区
大牟田市新港町の一部
 - (2) 修景厚生港区
大牟田市新港町の一部

公告

解散した清算法人黒田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
古門 靖伸	京都郡みやこ町勝山黒田2055番地1
毛利 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1203番地
綾塚 義嗣	京都郡みやこ町勝山黒田2191番地
種生 二一	京都郡みやこ町勝山黒田2833番地2
秋永 三雄	京都郡みやこ町勝山黒田2389番地
福岡 唯彦	京都郡みやこ町勝山黒田2761番地

梅林 茂法	京都郡みやこ町勝山黒田2749番地1
藤本 英伸	京都郡みやこ町勝山黒田2688番地
井上 幸彦	京都郡みやこ町勝山黒田2054番地1
大村 英幸	京都郡みやこ町勝山黒田1737番地2

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人博多古謡保存会
 - (2) 代表者の氏名
中村 重代
 - (3) 主たる事務所の所在地
大野城市瓦田三丁目6番4号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、人々が20世紀に置き忘れてきた情緒や心を復活させる精神のもとに、博多の心豊かな町人文化である博多古来の民謡の伝承、保存、普及に関する事業を行い、もって明るい地域社会の形成、文化・芸術の振興、社会教育の推進及び子供の健全な育成に寄与することを目的とする。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月11日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社徳州建設	田川郡川崎町大字川崎1332	山崎 高志	平成24年3月1日 福岡県知事許可（般-23） 第20829号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、は装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社徳州建設の取締役は、田川郡川崎町発注の「平成25年度岩鼻田川線道路災害復旧工事」及び「平成25年度過疎対策事業上真崎当時迫線整備工事（2工区）」の指名競争入札において、他の入札参加者らと共に謀の上、談合を行ったことにより、平成26年11月18日に福岡地方裁判所から、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年12月3日にその刑が確定しており、建設業法第8条第10号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

公告

上伊加利土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地3

小堤 政巳	田川市大字伊加利2128番地1
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地3
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 定利	田川市大字伊加利303番地1
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷川 利勝	田川市大字伊加利317番地1

2 退任監事

氏名	住所
長谷川 靖	田川市大字伊加利87番地
古部 哲志	田川市大字伊加利311番地

3 就任理事

氏名	住所
長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地3
小堤 政巳	田川市大字伊加利2128番地1
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地3
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 定利	田川市大字伊加利303番地1
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷川 利勝	田川市大字伊加利317番地1

4 就任監事

氏名	住所
長谷川 靖裕	田川市大字伊加利87番地
古部 哲志	田川市大字伊加利311番地

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
小林 高明	三潁郡大木町大字大藪1025・1026番地合併1の2

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

中央公園

2 位置

北九州市小倉北区井堀四丁目及び五丁目並びに都二丁目、八幡東区八王寺町及び高見四丁目並びに戸畑区金比羅町地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成27年4月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市西郷字峯ノ口1203番1、字藤ヶ浦1117番2、1117番3、1140番2及び1140番

3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉麻市西郷1140番地

株式会社 岡崎製作所九州工場

代表取締役 岡崎 一雄

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第16850号	株式会社キミエ 代表者 出光明美	福岡市博多区博多駅東3-13-21 エフビルウイング7F

2 聴聞期日及び場所

平成27年4月8日午後2時00分

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟地下1階行政10号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則（昭和47

年福岡県規則第53号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)の制定及び建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第308号)の制定による建設業法施行令の一部改正に伴い、必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年3月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字広川字今堂2567番1、2567番5、2567番6、2568番1及び2568番4から2568番6まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字一條1357番地

社会福祉法人 筑陽会

理事長 田島 茂

教育委員会

公告

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、平成27年2月6日から平成27年3月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年3月31日に公布しました。

平成27年3月31日

福岡県教育委員会

問合せ先

福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係

電話 092-643-3891

メールアドレス: kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第101号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準等の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成27年3月31日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の制定による自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第291号)の制定による自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものであ

る。

2 施行の日

平成27年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第102号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月31日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成27年5月3日 ～ 平成27年5月4日	福岡市の全地域
平成27年7月1日 ～ 平成27年7月15日	
平成27年7月17日 ～ 平成27年7月19日	北九州市の全地域
平成27年7月24日 ～ 平成27年7月26日	
平成27年8月1日 ～ 平成27年8月2日	
平成27年8月3日 ～ 平成27年8月5日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第103号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

平成27年3月31日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成27年5月3日 ～ 平成27年5月4日	福岡市の全地域
平成27年7月1日 ～ 平成27年7月15日	

平成27年7月17日 ～ 平成27年7月19日	北九州市の全地域
平成27年7月24日 ～ 平成27年7月26日	
平成27年8月1日 ～ 平成27年8月2日	
平成27年8月3日 ～ 平成27年8月5日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会規程第4号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

福岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準等に関する規程の一部を改正する規程

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準等に関する規程（平成14年福岡県公安委員会規程第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「国土交通大臣」を「福岡県知事」に改める。

第8条第3項中「国土交通大臣」を「福岡県知事」に改め、同項第3号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規程第5号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

福岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程の一部を改正する規程

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する

規程の一部を改正する規程（平成25年福岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「福岡運輸支局長」を「福岡県知事」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。